

スポーツマンハウス鈴鹿管理運営事業所の公募について

このたび、本協会下記所有施設の管理運営事業所を公募することとなりましたので下記の条件で公募を行います。

つきましては、管理運営を希望する事業所は、下記5の期間内に必要書類を提出いただきますようお願いいたします。

なお、管理運営に関する詳細な条件については、下記5の期間内に必要事項を提出した事業所にのみ説明会を行います。

1、業務内容

- (1) スポーツマンハウス鈴鹿の管理運営（管理運営業務・営業活動等）

2、施設概要

- (1) 宿泊室：最大宿泊人数 172名

- 1) シングルルーム (A)：12室
- 2) シングルルーム (B)：6室（ロフト付）
- 3) ツインルーム：45室
- 4) バリアフリールーム：1室
- 5) 和室（12畳）：1室
- 6) 和室（24畳）：1室

- (2) 宿泊室設備

バス・トイレ・冷暖房・液晶テレビ・ドライヤー・ケトル・高速インターネット（有線LAN）

- (3) 温浴施設

- 1) 内湯：男女各1箇所
- 2) 露天風呂：男女各1箇所
- 3) 壺湯：男女各2ヶ所

- (4) レストラン

- 1) 座席数：100席
- 2) 提供方法：バイキング形式
- 3) 提供内容：朝食・昼食・夕食
※朝食及び夕食は宿泊者向け、昼食は一般利用可能

- (5) その他付帯設備

- 1) 会議室：2室
- 2) コインランドリー

3、参加要件

申請の資格を有する事業所は、次に掲げる全ての要件を満たす者とします。なお、個人での応募は受け付けません。

- (1) 三重県内に事業所（本店）を有している事業所であること。
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により国又は地方公共団体から施設運営に関して取

- り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない法人等でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人等であること。
- (4) 国又は地方公共団体が課税する税金を滞納していないこと。
- (5) 次のアからエまでのいずれかに該当する法人等でないこと。
- ア 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成17年6月改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及びその開始命令がされている法人等を含む。）
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）
- エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (6) 法人等又はその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等（常時業務等の契約を締結する事務所をいいます。）を代表する者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が次に掲げる全ての要件を満たすものであること。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う法人等でないこと。
- イ 暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等でないこと。
- ウ 法人等でその役員等のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと。
- エ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。
- オ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合（以下「会合等」という。）に出席し、若しくは自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待したりするような関係、又は暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交遊関係などを有している者がいないこと。
- (7) 役員等に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等でないこと。

4、契約期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで（予定）

5、応募方法

(1) 提出書類

- 1) 参加申請書（様式1）

2) 定款又はこれらに準ずる書類

(2) 提出期限

平成28年2月4日(木)から2月10日(水)15時まで(厳守)

(3) 提出場所

持参又は簡易書留による郵送で下記へ提出するものとします。(郵送については期限内必着)

〒510-0261 鈴鹿市御園町1669番地

三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿 庭球場管理棟3F

公益財団法人三重県体育協会事務局

(4) 説明会

管理運営に関する詳細条件の説明会を平成28年2月10日(水)16時から下記会場において開催します。

〒510-0261 鈴鹿市御園町1669番地

三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿 庭球場管理棟3F 会議室

6, 問い合わせ先

公益財団法人三重県体育協会事務局

担当: 匹田、須原

〒510-0261 鈴鹿市御園町1669番地

三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿 庭球場管理棟3F

TEL:059-372-3880

(様式 1)

スポーツマンハウス鈴鹿管理運営事業所公募に係る参加申請書

平成 年 月 日

所在地

法人等の名称

代表者名

印

平成 28 年 2 月 4 日公開の「スポーツマンハウス鈴鹿管理運営事業所公募」について、参加要件を満たしておりますので参加を申請いたします。

なお、本書及び提出書類並びに応募要件を満たしていることについて虚偽不正がないことを誓約します。